

# 「いじめ防止基本方針」

山形市立出羽小学校

## 1 はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりが「かがやく出羽の子ども」として生きていくことは、学校、家庭、地域の願いである。学校においては、子どもたちに自他の生命の尊さと人間としての生き方をしっかり教え、育てるとともに、「いじめは絶対に許されない」という決意と「けんかやふざけ合いであっても児童が感じた被害性に着目し、好意で行った行為でも相手に苦痛を与えてしまう場合があり、いじめにつながる可能性がある」という認識に立ち、学校内外のいじめ問題の克服に向けて、学校、家庭、地域、関係機関との連携のもと、未然防止、早期発見・対応に全力で取り組むものとする。

## 2 いじめ防止のための取り組み

学校教育目標と関わって

### 学校教育目標 『自分・仲間・夢 かがやく出羽の子ども』

はなふじの精神…自分がいて、仲間がいて、そして、輝く夢がある

心ゆたかな子…互いに助け合い、協力し合って生活を支える「共生社会」の担い手として、自らを生かし（自尊感情）、他と協調し、他を思いやる人間性を育てる。

……（自尊感情と他者尊重 多様性と協働・共生）

かしこい子……学ぶ楽しさを知り、確かな学力をつけ、生涯にわたって進んで学習に取り組む自己教育力を育てる。……（確かな学力 変化に対応 学び続ける）

たくましい子……自他のいのちを大切に、運動体験を通して、たくましく生きるための健康や体力を育てる。……（ルールの遵守と規範意識）

### （1）教職員の指導について

- ①子どもが、目を輝かせながら授業に参加し、活躍し、確かな学力をつけるために、教師一人一人が授業改善を行う。
  - ・校内研究を通して「かかわり合い＝思いの交流（発信・受信）」の能力を育成する。
  - ・学力の基盤となる学習のルール、運動を通してルールやフェアプレーの大切さを指導していく。
- ②教育活動を通して、自尊感情が育つ学校づくり、学級づくりを行う。
  - ・「振り返り」を意図的に設定し、「できる・認められる・頑張っている・役に立っている」自分を発見し、一人一人の居場所（home）がある学級づくりを行う。よりよい自分づくりを支援する。
- ③「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも起こりうる」という基本認識のもと、いじめの特質・原因・背景、具体的な指導について研修し、平素から職員の共通理解を図っていく。
  - ・校長、教職員が「いじめは絶対許されない」というメッセージを強く発信していく。
  - ・職員会議や校内研修を通して、いじめの特質・背景・具体的な指導について研修していく。
- ④「師表」たる教師が、教師としての自覚を持ち、絶えず子どもに真摯に向き合う。
  - ・教師の体罰や暴言、不適切な行為が、児童の心を傷つけることを認識させ、自覚させていく。

### （2）児童に培う力の育成について

- ①関わり合いを大切にした教育活動を展開し、自分や学校・地域に自信と誇りを持ち、たくましく生き抜く子どもを育てる教育活動を推進する。
  - ・自立と協調の精神を培うことを通して「共生社会の担い手」を育てる。
  - ・異学年との交流、縦割り活動を通して「思いやり」と「あこがれ」の心の連鎖を広げる。
- ②教育活動を通して「感性」を育て、感動し、表現できる子を育てる。
  - ・体験活動や栽培活動を通して、豊かな感性、しなやかな心、ねばり強さを育てていく。
- ③教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を通して規範意識を高めていく。

- ・生活のきまりや「出羽小みんなのやくそく」を基本的な生活習慣と規範意識を育成する。
- ・道徳教育を通して、人間尊重の精神と生命尊重を基盤とした道徳的判断力・実践力を培う。

### (3) いじめ防止のための組織と取り組み

- ①いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、下記関係者からなる「いじめ防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止等対策委員会）」を置く。

校内関係者・・・校長、教頭、生徒指導主任、担任、教務、養教、教育相談担当  
 ※ 校内委員会 定期会議（7月、12月、3月 他は必要に応じて）  
 （必要に応じ 校外関係者・・・PTA会長、学校運営協議会代表、学校医）

- ②当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、下記の取り組みを行う。

- ・学校の基本方針に基づいた取り組みの実施や計画の作成・実行・検証を行う。
- ・校内研修や職員会議での情報提供・教師の指導と児童の培う能力の推進する。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報の収集・記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いがある緊急な事案に対して、校内委員会を開き、情報の迅速な共有、関係指導への事実関係の聴取、指導・支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

### (4) 児童の主体的な取り組み

- ①児童会活動の中で、学校生活をより楽しく、豊かなものしていくために主体的に学校生活の中の諸問題に関わらせていく。

- ・週時程のショートの時間等を活用し、縦割り班を中心とした集会活動、奉仕活動、また、縦割り清掃でルール遵守、思いやり、協調性を育てていく。

- ②児童会や学級活動で、児童自身がいじめの問題について主体的に考え、いじめを防止する取り組みを推進する。

- ・児童会や学級会で「いじめ0宣言」、「いじめをしない。させない。許さない。」のスローガンを創る等の活動を通して、児童自ら、いじめをなくす運動への取り組みに参加させていく。

### (5) 家庭・地域・関係機関との連携

P T A総会、学年・学級懇談会、学校・学年便り等を通して「いじめ防止基本方針」についての理解を促るとともに、地域や家庭に対していじめ問題の重要性の認識を広めながら、緊密な連携・協力を図っていく。

- ・いじめや学級の諸問題に関して積極的に情報を発信して、保護者との協力・連携を強化していく。
- ・児童や保護者に向けた情報モラルの啓発やネットいじめに対する対策を推進していく。

## 3 早期発見の在り方

### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくいことを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。

- ・定期的なアンケート調査（第1回 6月、第2回 11月）により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、教育相談・日常の観察により早期発見にあたる。
- ・休み時間等の会話で児童の様子に目を配り、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・日常的な会話や個別面談の機会を活用し、情報収集と実態把握に努める。

### (2) 相談窓口などの組織体制

児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ・相談窓口（学級担任、教頭）について広く周知する。

### (3) 地域や家庭との連携

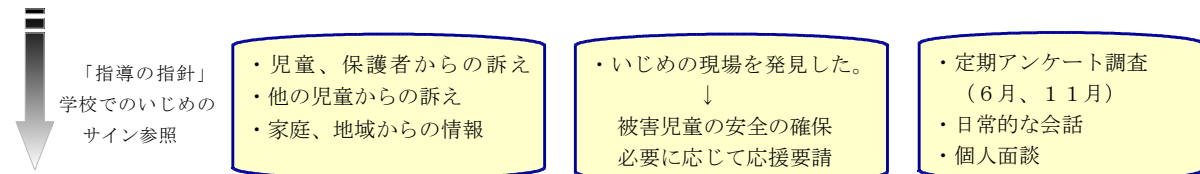
より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ・PTA総会や学校だより等を通して、情報発信していく。また、情報収集を行っていく。
- ・地区の諸会議等を通して、情報発信・情報収集に努めていく。

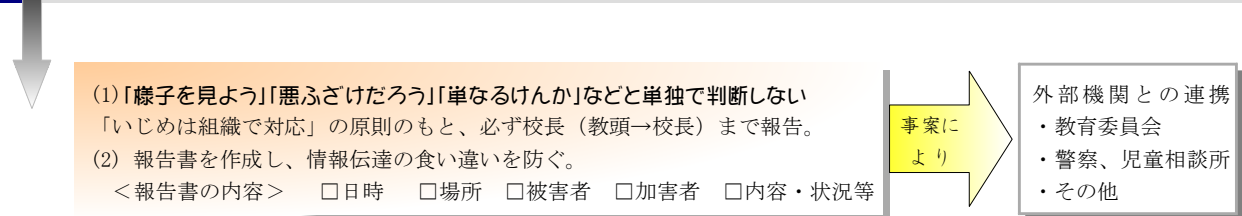
## 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

「指導の指針」を参照

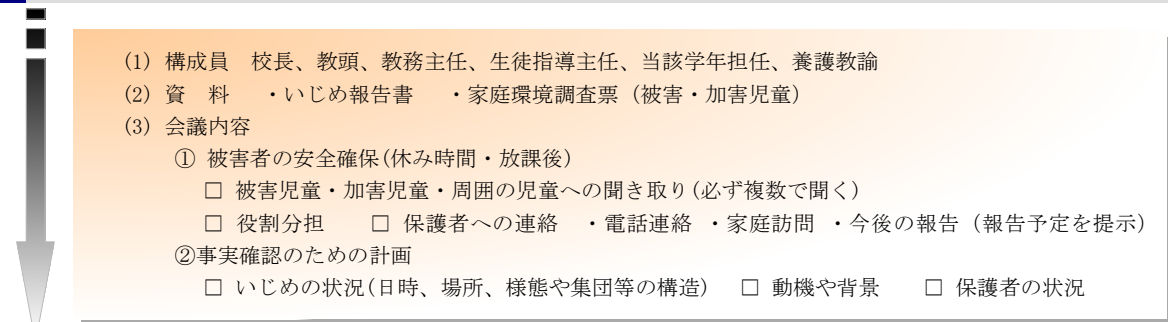
### 1 児童の情報の気になるキャッチ【被害児童の安全確保を優先に】



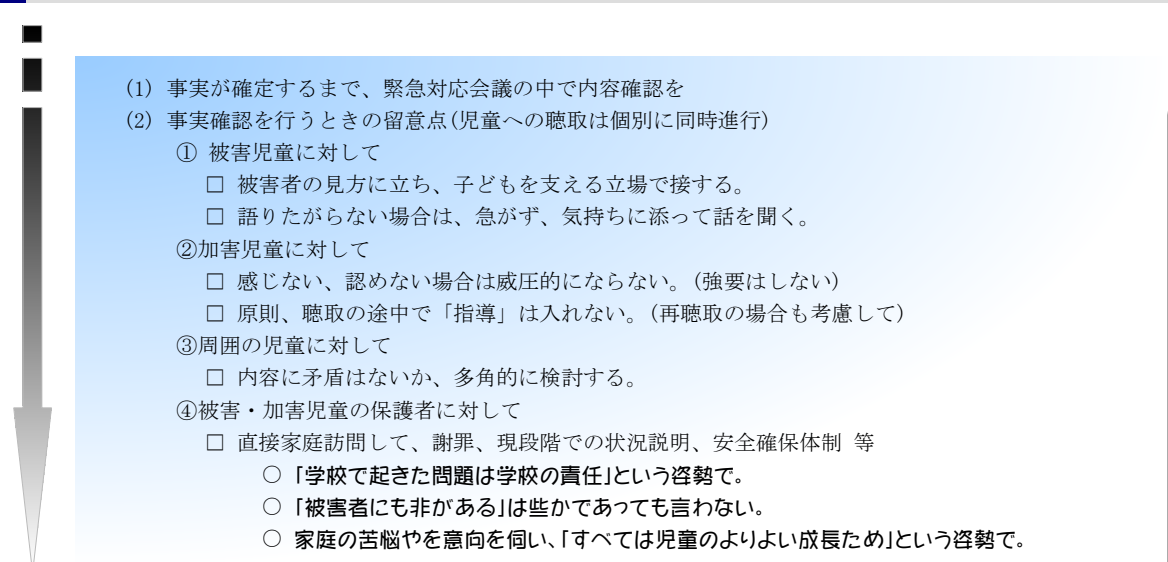
### 2 発見・情報を受けての報告【報告は迅速に！単独での判断・対応は禁物！組織で対応】



### 3 いじめ防止等対策委員会（事実確認）【当該児童に聞き取りをする前にしておくこと】



### 4 事実の確認の実施【速やかな事実確認、矛盾点の確認、事実のすりあわせ】



## 5 いじめ等対策委員会 【指導・支援の方針と指導体制を作る】

- (1) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年担任、養護教諭
- (2) 資料 ・いじめ報告書 ・家庭環境調査票（被害・加害児童）
- (3) 会議内容
  - ① 指導方針の検討と決定 及び 指導体制の確立
    - 被害児童支援担当(学年主任、担任、養教)
    - 加害児童支援担当(生徒指導主任、学年主任、担任)
    - 周囲児童支援担当(教務、学年主任、担任)
    - 保護者連携担当(校長、教頭、学年主任、担任)
  - ② いじめが長期化・複雑化した場合の関係機関との連携

職員会議・生活を語る会  
指導体制の共通理解  
と  
全職員の見守り体制

## 6 解決に向けての指導・支援 【具体的な指導・支援を行い、解決に向ける】

### 被害児童支援担当

- 辛さ、苦しさへの共感的理解を示す。
- 具体的な解決策や加害児童への指導対応を知らせ不安を取り除く。
- 定期的な面談によるいじめの継続の有無の確認。発生直後はこまめに。

(1週間毎 解決まで継続)

### 加害児童支援担当

- 行った行為について中立の立場で冷静に確認する。
- 自分が行った行為の見直しをし、共感的に指導する。
  - ①全ての事実といじめの行為をしたときの自分の気持ち
  - ②相手の気持ち
  - ③今の自分の気持ちと今後の決意、
- 被害児童への謝罪。

### 周囲児童支援担当

- いじめられている児童の辛い気持ちを理解させる。
- 「はやしたてる」「見て見ぬ振り」の行為もいじめである子とを認識させる。
- 今後、いじめを発見したときの対応の仕方を理解させる。

### 保護者連携担当

- 学校の中で起きた問題に対する管理責任の謝罪。
- 事実を伝え、再発防止策について具体的に提示する。
- 今後の対応についての協力の依頼。
- 謝罪のについての確認相談
- 指導の経過についての定期的な報告。

(1ヶ月毎 解決まで継続)

## 7 継続指導・継続観察 【全ての支援担当でいじめ解消の確認をするまで継続する】

- (1) 「いじめのサインはないか」「交友関係はどうか」「意欲的に学校生活を送っているか」等、継続的に日常観察と児童への聞き取りを行う。
- (2) 保護者との定期的な連絡から、学校内での様子、家庭内での様子の聞き取りを継続的に行う

## 8 いじめの解決(校内委員会) 【いじめの解決の判断】

### いじめの解決の判断

- ① いじめにかかる行為が止んでいること (3ヶ月以上)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと (被害児童とその親との面談で確認)

「解決している場合」 → 継続的な再発防止 と 予防的取り組み

「解決していない場合」 → 対応について再検討

### (6) ネットいじめへの対応 等

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又

は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。  
・情報モラル教育の充実させ、児童や保護者を対象とした研修会を実施する。

## 5 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置（法28条①：必置）と調査の実施について

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

＜重大事案と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

＜組織の構成＞

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ。

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

### (2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、「2023出羽小学校危機管理マニュアル」による。

### (3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

### (4) 外部機関との連携 等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

## 6 教育相談体制・生徒指導体制

### (1) 教育相談体制と活動計画（経営概要43P, 44P による）

- ・日常的な会話を大切にし、それを受けた「子どもを語る会」を通し、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭、他教職員の連携により教育相談体制を機能させる。

### (2) 生徒指導体制と活動計画（経営概要77P による）

- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

## 7 校内研修

### (1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。

## 8 学校評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
  - ・学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。
- (2) 地域や家庭との連携
  - ・学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル 等
  - ・いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応によるいじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組みを徹底し、その都度取組み状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
  - ・学期末の職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

## 9 その他

- (1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成
  - ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り活動による異年齢交流等を通して、自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。
- (2) 校務の効率化
  - ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。